

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 7（情）第 4 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和 7 年 3 月 10 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

○許可番号：指令〇〇第〇〇号

○許可日：令和〇年〇月〇日

○検査済番号：〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

○申請者：〇〇

○住所：〇〇市〇〇町〇〇の一部

○「住民への周知措置を講じたことを証する書面」

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可申請書（以下「許可申請書」という。）に添付されている次の 2 件の文書を「住民への周知措置を講じたことを証する書面」として特定し、条例第 10 条第 2 号及び第 3 号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 7 年 3 月 12 日付けで審査請求人に通知した。

(1) 造成計画平面図（以下「本件対象文書 1」という。）

(2) 現況地番図（以下「本件対象文書 2」といい、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 を総称して「本件対象文書」という。）

### 3 本件審査請求

審査請求人は、令和7年6月3日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県知事に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 本件処分の変更

実施機関は、本件処分を変更して本件対象文書の工事名及び作成者を開示する処分を行い、令和7年7月3日付けで審査請求人に通知した（以下、変更後の処分を「本件変更後処分」という。）。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分及び本件変更後処分について、「処分を取消し、全部開示」を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書等で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求書

「工事名」、「作成者」については、隣接者は既に周知をしている事なので、問題は無いと思います。

#### (2) 反論書

ア 申請隣地の「地目」、「所有者」については、隣接者は既に周知をしている事なので問題は無いと思います。

イ 現在は、国の方針で第三者が法務局において、他者の「土地登記簿謄本」を閲覧できる為、併せて、問題は無いと思います。

#### (3) 意見書

開示された本書面は、「現況地番図」に工事の範囲について、「朱線」で印を付け加えただけのものであり、何ら「証する書面」と言われるものではない。

本件の「住民への周知措置を講じたことを証する書面」について、その「信憑性」を客観的な証拠に基づき、決して県民が「泣き寝入り」する事なく、不当な手段（手続き）によって、県民の「財産」、「権利」が侵害されることのないよう、宜しくお願い致します。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分及び本件変更後処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件処分及び本件変更後処分の内容

#### (1) 本件処分

本件は、令和7年3月10日付けの開示請求に対して、盛土規制法に基づく許可申請書に添付している「住民への周知措置を講じたことを証する書面」を対象文書として特定し、条例第10条第2号及び第3号に該当する不開示情報を不開示とする本件処分を行った。

#### (2) 本件変更後処分

実施機関は、本件処分で不開示とした部分のうち、工事名及び作成者を開示する本件変更後処分を行った。

### 2 本件処分及び本件変更後処分の理由

前提として、不開示とした「工事名」、「作成者」及び「申請地隣地の地目及び所有者」の情報が仮に隣接者(審査請求者を含む)に周知されている情報であっても、情報公開制度において不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、行政文書が県民一般に公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるかは考慮されていない。

#### (1) 工事名について

工事名は、盛土規制法の許可に関する造成工事後にその土地で行われる法人の事業活動に関する情報が含まれているため、条例第10条第3号に規定する不開示情報と判断していたが、当該情報を公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないことから、条例第10条第3号に規定する不開示情報には該当しないものと判断し、令

和 7 年 7 月 3 日付け〇〇第〇〇号で本件処分の一部を変更した。

(2) 作成者について

作成者は、盛土規制法の許可申請において設計者に当たる者であり、特定個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第10条第2号に規定する不開示情報と判断していたが、行政書士の氏名は日本行政書士会連合会のホームページ等で検索できるため、すでに公にされている情報であることから、条例第10条第2号に規定する不開示情報には該当しないものと判断し、令和7年7月3日付け〇〇第〇〇号で本件処分の一部を変更した。

(3) 申請隣地の地目、所有者について

申請隣地の地目、所有者は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され、又は識別され得る情報であるため、不開示情報と判断した。

なお、許可申請において申請隣地の土地登記簿謄本の添付を義務付けておらず、図面に記載されている申請隣地の地目、所有者が正しいのか不明であることから、公にされている情報と整合していない可能性があるため、条例第10条第2号ただし書イには該当しないと判断した。

### 3 結語

以上により、本件処分で不開示とした部分のうち、「工事名」及び「作成者」は開示しており、「申請隣地の地目及び所有者」を不開示とすることは妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

(1) 本件請求について

本件請求は、許可番号指令〇〇第〇〇号の許可に係る許可申請書のうち、「住民への周知措置を講じたことを証する書面」の開示を求めるものである。

(2) 本件対象文書の特定について

実施機関は、本件請求に対し、令和〇年〇月〇日付け指令〇〇第〇〇号

で許可した許可申請書に添付された書面のうち、「住民への周知措置を講じたことを証する書面」として、「造成計画平面図」及び「現況地番図」を本件対象文書として特定した。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、いずれも工事名、工事場所、図面名称、縮尺及び作成者名などが記載された文書であり、本件対象文書２の「現況地番図」は、申請地及び申請隣地の各地番該当箇所に「地番、地目及び氏名」を一組とした表示が記載された文書であった。

なお、審査請求人は、本件対象文書について、何ら「証する書面」と言われるものではないなどと主張する。

当審査会から実施機関に対し、本件対象文書が「住民への周知措置を講じたことを証する書面」に該当することについて説明を求めたところ、実施機関は、次のとおり説明する。

盛土規制法第11条の規定により、工事主は、宅地造成等に係る土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない、同法第12条第１項に基づく許可を受けようとする者は、同法施行規則第７条第１項第11号により、工事の内容を周知させるために必要な措置を講じたことを証する書類を申請書に添付して都道府県知事に提出する必要があるため、本件対象文書が「住民への周知措置を講じたことを証する書面」に該当すると判断した。

以上のことからすると、実施機関が「造成計画平面図」及び「現況地番図」を本件対象文書として特定したことは、不自然・不合理とは認められない。

## 2 本件処分及び本件変更後処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、本件処分を行った後、本件対象文書１については全部を開示し、本件対象文書２については、条例第10条第２号に該当する部分を不開示とする本件変更後処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件請求文書２の不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件変更後処分の妥当性について検討する。

### (1) 条例第10条第２号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第10条第2号該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書2の現況地番図は、本件対象文書1の造成計画平面図を基に作成され、図面名称、工事名、工事場所、縮尺、作成者、凡例（記号、名称）、方位記号、「地番、地目及び氏名」を一組として各地番該当箇所に表示した各記載がされていた。

また、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引（令和5年9月 広島県）」を見分したところ、現況地番図については、同手引により、「表4-3 許可申請に必要な図書」中の「明示すべき事項」欄に、「土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番を示すこと。」と、「備考」欄に、「所有者名及び地目を記入すること。」とされていた。

実施機関は、本件対象文書2の申請地隣地の地目及び所有者について、条例第10条第2号の不開示情報に該当すると主張しているところ、土地所有者名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものに該当し、また、地番は、これを開示すると、不動産登記簿の情報と照合することにより、特定の個人が識別され又は識別され得ることから、条例第10条第2号本文に該当すると認められる。

なお、地番、地目及び土地所有者は、不動産登記簿に記載されている事項であり、不動産登記簿を閲覧すること等により、何人でも知ることが可能なものである。

しかしながら、盛土規制法の許可申請において申請隣地の不動産登記簿謄本の添付は義務付けられていないことから、実施機関の「許可申請において申請隣地の土地登記簿謄本の添付を義務付けておらず、図面に記載されている申請隣地の地目、所有者が正しいのか不明であることから公にされている情報と整合していない可能性があるため、条例第10条第2号ただし書イには該当しないと判断した」との主張は、不自然・不合理とまではいえない。

以上のことから、本件対象文書2の不開示部分について、条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当と認められる。

### **3 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

## 別記

### 審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                       | 処 理 内 容      |
|-----------------------------|--------------|
| 令和7年8月5日                    | ・ 諮問を受けた。    |
| 令和8年6月26日<br>(令和8年度第3回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年7月31日<br>(令和8年度第4回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年8月28日<br>(令和8年度第5回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

## 参考

### 答申に関与した委員（五十音順）

#### 【第3部会】

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 片 上 孝 洋              | 広島修道大学教授 |
| 金 谷 信 子              | 広島市立大学教授 |
| 下 宮 憲 二<br>( 部 会 長 ) | 弁護士      |